開発事業者

～民間の宅地開発を支援します～

居住誘導区域版

# 田原市民間宅地開発事業奨励金

田原市立地適正化計画の居住誘導区域内（臨海部を除く市街化区域）で、土地売買の奨励や道路及び上・下水道の整備を支援することにより、土地活用の動機付けを行い、土地の開発を促進し、市街地への居住を誘導します。

▲宅地開発イメージ

## ● 奨励金の対象

### 土地の開発を行う事業者

居住誘導区域内で、宅地開発事業を行う宅地建物取引業者又は土地開発施工業者に対し、開発完了後、市へ帰属する施設（道路・上下水道）の面積・延長に応じ奨励金を交付します。

## ● 条件

### 【以下のすべての条件を満たすこと】

・事業区域が 1,000 ㎡以上の一団の土地であること
・販売用戸建て住宅 3 区画以上の分譲であること
・1 区画あたりの敷地面積が 160 ㎡以上であること
・市内業者が開発工事の元請であること
・開発許可申請日が令和 7 年 8 月 1 日以降であること
・申請者に市税の滞納がないこと　　など

田原市
ホームページ

## ● 奨励金額

### 開発完了後、市へ帰属する以下の施設工事費（上限金額なし）

① 道路工事費（排水構造物 23,300 円／m、舗装 3,700 円／㎡）
② 上水道工事費（本管 17,700 円／m）
③ 下水道工事費（本管 15,900 円／m、公共ます等 35,400 円／箇所）

## 問い合わせ先

愛知県田原市役所　都市建設部　街づくり推進課　　TEL 0531－23－3535
〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1

※詳しくはお問い合わせいただくか、田原市ホームページでご確認ください
田原市ホームページ　http://www.city.tahara.aichi.jp　　ID:1009374

# 田原市民間宅地開発事業奨励金
# 申請手続き

**交付申請等の手続きの流れは、次のとおりです。**

事前相談

↓

開発許可申請・許可証受理

↓

認定申請【様式第１号】

↓

認定通知

（認定事項の変更【様式第4号】）

↓

変更認定通知

開発の完了

↓

奨励金交付申請【様式第６号】

（実績報告）

↓

交付決定通知

奨励金の請求【様式第９号】

**【様式第１号】添付書類**
- 開発許可証の写し
- 宅地開発事業の計画書
- 宅地開発事業の位置図
- 宅地開発事業の土地利用平面図
- 都市計画法第 32 条の規定による協議書等の写し
- 工事契約書の写し
- その他市長が必要と認める書類

**【様式第４号】添付書類**
- 変更の内容が分かる書類

**【様式第６号】添付書類**
- 認定通知書又は変更認定通知書の写し
- 開発許可の検査済証の写し
- 確定平面図
- その他市長が必要と認める書類